

秋田県環境審議会地球温暖化対策部会 議事録

- 1 日 時 平成22年7月22日(木) 10時00分～12時00分
- 2 場 所 秋田地方総合庁舎4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員 菅原勝康部会長、岩本孝一委員、那須チカ子委員、西村敦子委員、山本まゆみ委員、佐藤敦会長(秋田県環境審議会運営規程の規定に基づき出席)
- 4 議 事 報告事項
(1) 2007年度の秋田県内の温室効果ガス排出量について
(2) 秋田県地球温暖化対策実行計画について
(3) 他県における温暖化対策条例の状況について
(4) 今後のスケジュールについて

5 議事の概要

報告事項(1) 2007年度の秋田県内の温室効果ガス排出量について

- 委員 二つ質問させて頂きたいのですが。
1点目は1ページの表ですが、我が県の温室効果ガス排出量の基準年度比18.1%増は、森林吸収を考慮するとマイナス2.6%とのご説明ですが、全国で見ると、基準年度比8.5%増は、森林吸収量を考慮するとどういう数字になるのでしょうか。
直ぐに出なければ、後でお願いします。
- 委員 もう1点お願いします。
排出量の年度別数値が載っていますが、2008年度と2009年度のデータはまだ載っていません。目標年度が今年度であると数ヶ月ということですが、達成見込みはどうでしょうか。
また、2008年11月のリーマンショック以来消費が落ち込んでいますが、その落ち込みとCO₂の排出量は連動していますか。
ちなみに我が県のCO₂排出量のだいたい1/3を占める電気使用量について、東北電力さんから、基準年度の電気使用量が76.4億kW、2007年度に77億kWにアップし、2008年度74億kW、2009年度72億kWに下がっていると聞いています。それも合わせて、達成見込みはいかがでしょうか。
- 議長 いかがでしょうか。拝見すると、データにタイム・ラグがあり、2008年度のデータがまとまるのは2011年あたりになると思うのですが、見込みはいかがでしょうか。
- 県 現状の計画の算定手法では、国の統計資料を基にして秋田県分を出している状況であり、その手法だと、どうしても2010年度の実績が解るのは2年後、3年後になります。

しかし、電力や都市ガスの使用量からある程度の傾向は速報値的に出せますので、それを使えば、正確な排出量ではありませんが、傾向は掴めると考えています。

また、条例と計画の関係で製造業者や事業者からヒアリングをしていますが、2008年度はかなり生産量が減ったと聞いていますので、エネルギー消費量もそれなりに減ると考えております。

東北電力さんや東部ガスさんからも、2008年度の実績は、販売量から考えてかなり減ることは間違いないと聞いていますが、全体として正式な数値が出るのは、少し後になります。傾向がもっと早い段階で解るような手法を検討しているところです。

- 議長 1つ目の森林の吸収量についてはどうでしょうか。
- 県 2007年度の全国の森林吸収量は、4070万トンとなっています。
- 委員 後で計算してみます。
- 委員 確認ですが、今日の追加資料のグラフで、例えば産業の2007年度2,132千トンが実績で、2,262千トンというのは目標なのでしょうか。
- 県 産業部門では、2010年度に排出量を2,262千トンに抑えるのが目標で、現状ではそれ以上に削減が進んでいるということです。
- 委員 今現在で目標を上回っているということなのでしょうか。
- 県 平成18年度に現計画を作るときに、その前の実績をベースにしてある程度のトレンドを出し、そこに削減要素をも入れながら2010年度の目標値を出しました。
それに対して、実際に最新データである2007年度の実績を見ると、既に産業部門については達成しているという見方になります。
逆に民生家庭部門について言えば、当初の1,623千トンという目標を、現状で大幅に上回っているという状況にあるということです。

報告事項(2) 秋田県地球温暖化対策実行計画について

- 委員 説明頂いた資料の「参考」にある削減量ですが、2020年度削減可能量の枠の中に「二酸化炭素排出係数低減」とあります。これはどういう算定式によるものなのでしょうか。係数があって、それを掛けるとこうなるということでしょうか。
- 県 電力の排出係数が各電力会社によって決まっております。東北電力が排出係数の目標を達成した場合、これだけの削減量になるというものです。
- 委員 そうすると、排出係数は電力会社によって異なり、具体的には原子力発電やLNG発電、再生可能エネルギーなどと書かれていますが、これは実現可能なので

しょうか、

例えば、秋田には原子力発電はなく、東北地域では小名浜などにあります。これは東北電力トータルとしての係数で、それを掛けると秋田県分はこれぐらいの削減量になるという意味なのでしょうか。

○県 東北電力としての排出計数であり、秋田県分としての係数は出ていません。東北電力全体の排出係数を使うことになります。

○委員 タイトルが「秋田県省エネルギービジョン」とあったので、秋田県分として分けたのかと思いました。その辺の意味が解りづらかったもので。

○県 東北電力で一括した排出係数が作られており、それを、秋田県の使用電力量に掛けて算出しているものです。

○委員 基準年比でマイナス4.3%とありますが、先ほど25%削減との説明もありました。これは、25%削減した上に、更に4.3%削減できるということと理解してよいのでしょうか。

○県 基準年に比べて、この4部門だけだと、省エネ対策と東北電力の排出係数低減効果だけでは4.3%削減にしかならないということです。25%削減となると、別の視点からの対策が必要となります。

○委員 長期目標で言う「野心的かつ実行可能な対策」が必要になるという意味ですね。

○県 ちなみに、ここでは森林吸収量を算定していません。森林吸収量の算定方法が決まって、そのうちから秋田県分を算出すると、もっと削減になると思われます。しかし、まだ出し方が決まっていないので、何とも言えませんが。

○委員 解りました、ありがとうございました。

○委員 秋田県の現状というのは、目標値に対してギャップがあまりにも大きすぎると思います。目標値は修正すること無くこのままで行くのでしょうか。修正なしで行くとすれば、確かに目標どおりとなる気もするのですが。

疑問なのは森林吸収です。人間が取り組んでもうまくいかないのに、森林吸収というものはどうやって算定しているのでしょうか。全国一律の数値で計算されているのでしょうか。森林と言っても、老木と若い木とでは吸収率が違うし、そういうところは加味されているのか、疑問を持ちます。

国の目標についても、なかなか近づいて行かないのに、中期目標だけに「野心的かつ実行可能な」とありますが、「野心的」とは、県ではどういうことを想定しているのでしょうか。

○議長 一つ目の、目標値は修正可能かという点についてどうでしょうか。

○県 今、2010年度以降の目標を作っているところで、2010年度の目標値については、いわば本年度の分であり、修正は考えていません。

- 委員 2010年度でもギャップが大きすぎるのに、その先の目標は出せるのですか。
- 委員 未来永劫、このままで行くかということですよ。
- 県 2010年度の数値はまだ出ていません。しかし、そこでのギャップがあろうと無かろうと、将来的なトレンドは予測できるので、それに対してどういう努力をしていくか、どういう目標値を設定するのかを、今検討しているところです。2010年度にももしもギャップがあっても、それは現状として十分分析・認識し、新しい目標を作っていくものであり、それで良いと考えています。
- なお、先ほど委員から2010年度の目標達成ができるのかどうかというお話がありましたが、それは非常に難しい問題です。2008年度から京都議定書の第一約束期間に入っていますが、国は海外から相当の排出量を買ってきて達成しています。それを各都道府県で使えるとなれば、可能性はあると思います。
- 2010年度の目標がどうなるかについては、いろんなデータで検証していきたいと考えています。
- 県 質問の二つ目、森林吸収量の算定方法についてですか、木の種類や樹齢、土の状況を含めて、全国一律に算定する式に基づき出している様です。森林整備量等に基づき全国分を林野庁が算出し、そこから秋田県分として数値が割り当てられているものです。
- 議長 三つ目の「野心的な」というのは、どう解釈しますか。
- 県 追加的な負担が許容できる範囲で最大限頑張れる範囲と考えています。例えば既存住宅全てを省エネ化すればかなり効果は上がりますが、実際は不可能なので、リフォームや建て替え時には全て省エネ型に変わっていくことを想定し、その効果を積み上げたものを「野心的かつ実行可能な」と考えています。
- 委員 一般県民に解ってもらう必要があるのですが、説明が難しいとすれば誰も解らないから、「野心的」などと書かない方がよいのでは。
- 県 ここに書いてあるのは、あくまで「環境省の策定マニュアルによれば」ということです。我々も消化不良であり、具体的にどこまでどうするかは、正に今後の検討事項です。たまたまマニュアルに示されているだけであり、「野心的」と「実行可能」がどうリンクするのか、悩みがあるところです。
- 委員 私たちには、理解できません。
- 委員 秋田県の地域特性を考慮して温暖化対策を進めるとすると、資料1の最後のページに数字が出ていたが、秋田県の特徴は、民生家庭部門が22.7%、自動車が24.5%、合わせて45%であり、全体の半分となっています。
- 人口が少ない割に世帯数が多く、しかも遠隔地に住んでいる人が多く、マイカーも多いという秋田の地域社会特性が出ています。秋田の特徴を出すとすれば、それを如何に削減するかにあるのではないのでしょうか。例えば路面電車を走らせ

るとか、JRの本数を増やして、マイカーを使わなくていいようにするとか。

環境省は非常に大雑把な線を出して来ると思いますが、私は、秋田の特徴である45%分の排出量を半分なり1/3に削るという独自の案を出してもいいと考えます。皆さんに議論をお願いします。

非常に僻地で、お互い不便な生活をしながら、なおかつ温室効果ガスを出さざるを得ない状況にあるのです。緑に囲まれて森林吸収力もあるかも知れないが追いつかない、そういう現状であり、その辺を踏まえた対策があってもよいと思った次第であり、素朴な意見として申し上げました。

○県 その辺を盛り込んで行ければいいわけですね。

○委員 民生家庭部門の削減がやはり重要だと思います。事例として上がっていた省エネ対策用のテレビ、エアコン、冷蔵庫などの買い換え、給湯器などの取替対策ですが、実際家庭で生活していると暖房が一番、二酸化炭素を排出していると考えています。各家庭によって違って、灯油であったり電気であったりしても、いずれは排出につながっています。その辺についての、削減に向けた県としての対策は考えていますでしょうか。

○県 東北地域の用途別の排出量を見ると、暖房が35%、給湯が21%、合わせて半分以上の排出を占めています。暖房対策を考えると、住宅の断熱化や給湯の高効率化が必要であり、省CO2型住宅へのリフォームや建て替えを含め、断熱対策・暖房対策も県として併せて進めて参りたいと考えています。

○委員 先ほどの電気の係数の話で、東北電力の今の係数は0.441だったと思うのですが、2020年度の係数はいくつを見込んでいるのでしょうか。

○県 1990年度の係数から2割削減する計画だったと理解していますが、後ほど調べて、回答致します。

○委員 資料2の3ページの話で、2020年度削減可能量に「二酸化炭素排出係数低減」とありますが、これは要するに排出量という意味ですね、単純に。

また、産業部門は既に目標を達成しているということですが、気になるのは資料1の3ページの中身で、産業の中の「他業種・中小製造業」が増えています。全体に対するウェイトも1割ぐらいで、これはどのようにお考えなのでしょうか。要するに、ウェイトが少ないから、全体として削減されているからそれでいいのか、あるいは個別に対策を考えていくという考え方なのか。

秋田県は何と言っても中小企業・零細企業対策が大事です。大企業は黙っていても対策をします。問題なのは、中小企業・零細企業が環境対策をすることが負担だと捉えることであり、それを環境ビジネスに繋げていくという意識に変えていかなければ、中小企業対策は大変です。

取り敢えず、中小企業の排出量が増えていることについて、どうお考えですか。

○県 中小企業の排出が増えていることは、つまり、大企業に比べてなかなか省エネが進んでいないことの現れであり、秋田県は当然、この後、ここを何とかやっていかなければならないと考えています。商工三団体とお話をすると、経営が厳し

いので省エネはやっつけられないという意見もありますが、省エネはコスト削減にもなるという話をさせて頂いているところです。

商工団体と連携することで、「こういう事例があつてコスト削減し、こういう事例で環境価値も売れた」ということを徐々に普及することで、対策は進んでいくものと考えています。

○委員 それは、一般論としては解ります。しかし、中小企業の今の状況を見ていると、それどころでないという意識があり、簡単に「コスト削減につながる」と言っても実感が湧かないのが実態です。コスト削減に結びつけられるような、工場に対する優遇措置などの誘導策と合わせて進めて頂きたいと思います。

今日の新聞にも太陽光や風力の買い取りについて、最終的に100円や150円上乗せするという話がありましたが、零細企業も、やらないところは上乗せになります。中小企業では、そうなれば大変だという話題になるのです。考えてはいるのですが、誘導策や国に対する要望等をお願いしたいのですが。

○県 中小企業対策については、われわれも手が届かなかった部分であります。昨年度から力を入れて、商工団体とご相談をさせて頂きながら、取り組みを進めている状況です。取り組んで具体の効果が上がれば、動機付けにもつながりますので、情報提供も含めて掘り起こしていきたいと考えています。

○委員 中小企業の話がありましたが、問題なのは中小企業と一般家庭です。診断員を育成して一般家庭に派遣するという話がありましたが、中小企業にも一般家庭にも入るようにしないと、この二者が問題だと考えています。

検針票が来ても、銀行引き落としですから見ない。不況不況と言うけれど、意外に不況の実感がないのでは無いでしょうか。本当に不況で苦しかったら、そういうところまでチェックしていくはずです。そこまで気が向いていないから、診断員がそこまできっちり入り込まないと、プライバシーもあります。何らかの形で入り込まないと、この二者の問題解決は前進していかないのではないのでしょうか。

○県 家庭の診断員については期待しており、是非進めていきたいと考えています。オフィスについても、省エネ診断の制度として省エネルギーセンターによる無償の制度があるので、いままでもPRしてきたが、オフィスでも家庭でも、しっかりやっていきたいと思っています。

○委員 省エネセンターの診断員研修を受けましたが、実際にデータを取るような取組を企業や家庭に入っているのは、今までは、そのきっかけがなかったわけです。せつくなので、省エネ普及指導員を活用してもよいのではないのでしょうか。

○県 企業でも、コストとしての省エネを大分認識してきています。商工三団体とのお話もさせて頂いていますが、コストと省エネがつながってきており、少しずつ変わってきています。企業自体も、省エネすることがメリットになることを理解してきているのです。例えば、設備投資にもエスコ事業を活用するなど色々なやり方がありますので、そういうやり方を通して、省エネに向かっていくことが大事だし、診断制度も走らせたいと思います。

- 県 先ほど省エネ普及指導員のお話がありましたが、オフィスの診断をするにはエネルギー管理士の資格が必要で、省エネ普及指導員はそこまではできません。オフィスの診断には、どうしても省エネルギーセンター等の制度活用が必要です。一方、家庭の省エネ診断については、県で認定して進めて参りたいと考えています。
- 県 先ほどの東北電力の係数の件ですが、1990年度の数値が0.403で、目標としては0.322と設定されています。

報告事項(3) 他県における温暖化対策条例の状況について

- 委員 私は企業の立場で、事業者に対する取組に注目して各県の条例を見ました。そうすると、先ほども詳しくご説明がありましたが、例えば北海道条例の第13条では「事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者」として、特定事業者についての義務付けが掲げられていて、長野県は第12条第1項の排出抑制計画で、第一、第二、第三として特定事業者以外にも広い範囲で義務づけられていることが解りました。
- 我が県の条例策定に当たって、先ほど委員から「我が県では中小企業対策が重要だと思う」とのご意見がありました。特定事業者については、改正省エネ法対応、コンプライアンス、社会的責任、企業のCSRなどに基づいて、色々な省エネ対策が最大限に講じられており、改善の余地はほとんど無い状態が現状だと思います。ですので、今後の対策としては、中小企業も含めた義務付けが必要だと思うのです。先ほどの説明で、特定事業者の基準は知事が定めるとの話があったので、条例では是非、広範囲な事業者を含めた義務付けの内容にしていきたいと思うのですが。
- 議長 委員のご質問について、事務局からコメントありますでしょうか。
- 県 おっしゃるとおり、本県の対策として中小企業対策が重要なことは、資料からもその通りと認識しています。なお、先行する他県の条例及び条例では見えない規則を並べて見てみますと、事業活動に伴う規制対象・報告対象は、14の条例全てが、省エネ法と同じ1500k1以上という数値を採用しているのが実態でした。
- 秋田県として今後どこまで報告を求めるのか、1500k1を、例えば1000k1にすとか500k1にするかとか、そういう議論が今後必要ですが、果たしてどのレベルが妥当なのでしょうか。また、1500k1以下の基準を採用したときに、省エネ法や温対法に対応していない企業が突然対象となることになるので、企業の方のご意見も伺いながら検討していく必要があると思います。
- 委員 公共交通の「コンパクトシティ」について勉強したら、稚内・札幌・青森・仙台・富山は、住民が利用しやすい交通状況にあるようです。仙台を除き全部雪国ですが、だからこそ公共交通を使える状況にしているようです。
- 一方、秋田県にとっての一番の悩みは、冬です。これをどうしていくのでしょうか。

住民が地域で利用できるような交通状況を作っていかなければ、ただ条例に文句を掲げただけでは、残念な結果になると思います。本当に実現できるような交通状況・まちづくりにして欲しいと思います。

また「地産地消」にも非常に関心があります。農業県でありながら、移入ものが多く入ってきているので、地元のものを使えるように消費者にアピールしていくことにも力を入れていって欲しいと思います。

考えてみると、企業には各計画が義務付けられているのに、生活する住民・県民には、ただ言葉だけで「協力しなさい」と言っているだけです。対策が進まないのは、そこにあるのではないのでしょうか。県条例で、各市町村が取り組めるような、厳しいかも知れないが実現できるような条例にしてもらわなければならないと思うのです。県の意気込みをお聞きしたいのですが。

○議長 意気込みと言うことですが、いかがでしょうか。

○県 最初のコンパクトシティ・まちづくりの件についてですが、改正された温対法でも、都市計画との整合を図って、実行計画にも取り入れることとなっているので、都市計画サイドとも連携しながら、条例よりも実行計画に位置付けていく方向を考えていきたいと思っています。

なお、都市計画マスタープランの中でも、拡散を防いだ集中型都市、いわゆるコンパクトシティを位置付けていると聞いているところです。

地産地消については、委員のご意見を承りましたので、本県の条例にどのような形で含められるのか検討が必要ですが、ご意見を参考に原案を策定して参りたいと思います。

意気込みについてですが、家庭又は一般県民への義務付けは、相当程度の覚悟が必要と認識しています。条例の趣旨は、自主的・積極的に温暖化対策に取り組んでいただくことを規定することに本質があり、加えて、企業等に対して一定の義務や書類提出等を求めることが、他県の条例でもコンセプトになっていると思われまます。そこからどれだけ踏み込めるのかについては、住民の方にどこまで義務を課することが可能かどうかといった法律的な議論も含めて、検討していく必要があると考えています。

○委員 14道府県で既に条例がありますが、秋田県の条例としての目玉は、現段階にありますか。

○県 事務方で検討している限りでは、他県になくて秋田県だけという規定は、なかなか出て来ませんが、秋田県にとっての優位性と考えていることは、再生可能エネルギーや森林整備といったところです。また、温室効果ガスの排出が著しい家庭部門への省エネ行動の規定が考えられます。これは、北海道条例では、暖房温度20度や夏場の早朝の利用などとなっているものですが。

○委員 新エネの推進は条例に直接文言が出ないかも知れませんが、それは考え方として出てくるのでしょうか。北海道条例ではあるようですが。

つまり、何か他の県にはない特色を考えて頂ければ、県民へのインパクトもあると思うのです。条例は作ればいいわけではありません。県としてやるからには、何かお考えになっているとは思いますが。

○県 まさにその通りであり、秋田県の特徴、秋田県の状況を踏まえ、何が目玉なのかという議論をこれから出していかなければならないところです。今時点で具体的には詰めていないのですが、その視点は忘れずに出していきたいと思います。

報告事項(4) 今後のスケジュールについて

(質疑なし)

○議長 これをもちまして、本日の審議を終了し、会議の進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。